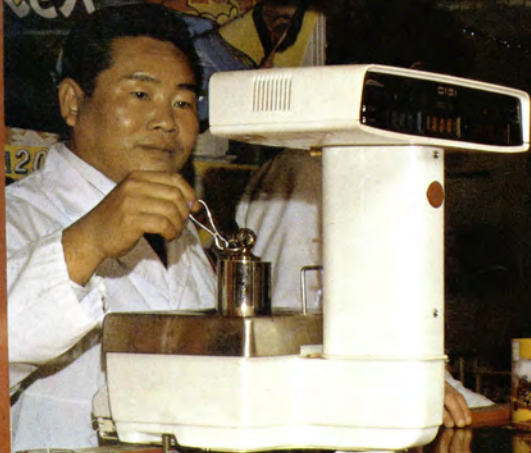


FRESH MEAT



県広報

1978/6 No.113





## 貴重な体験を社会にいかして

**知事** みなさんお忙しいところ一日所長になっていただきました。ありがとうございます。

役所の仕事というものは、一日でわかるものでもありませんが、何か得るものがあったのではないかと思います。

私は、福祉行政に力を入れておりますが、県民一人ひとりがボランティアとなって、お互いに助け合っていくところに真の社会福祉があると信じております。どうか、こうした機会に得られた貴重な体験を、社会に活かしていただきたいと考えております。

それでは、どなたからでもご意見、ご要望、あるいは感想をお聞かせください。

### 「老人たちは訪問者を待っている」

**福祉** 社会福祉事務所の生活保護費の支給事務手続きの苦勞がわかった。視察した施設の老人は、家族の訪問や話し相手が来

てくれるのを一番楽しみにしていたようだ。

**知事** 生活保護率は富山県は非常に低い県で喜ばしい。みなさんの税金でまかなうだけに、保護基準がハッキリしており、たいへんな仕事である。施設さえ立派ならよいというものではなく、暖かい思いやりこそ大切で、県民総ボランティア運動がぜひ必要であると思う。

### 「農業青年の船経営の勉強に」

**農林** 農業青年の船が企画されているが、生きいきと働く若者が多いので、二十名といわずもつと増やしてほしい。また、農業で生計が立ち、安心して女性が嫁げるよう経営指導の強化を。

**知事** 本県は全国有数な米どころというところに本県農業の特徴があり、最近では機械化・集約化が進み余剰労働力が生まれ、兼業農家が増えてきた。農業技術は進歩したが、経営面には伸び

悩みがあり、こうしたときに農業青年グループのなかで、委託農業などの経営を試みる若者ができた。こうした人たちの中から選んで、アメリカの合理的農業経営を勉強してきてほしいと思っている。一度に大勢は無理でも、何年でもかかって十分な成果を挙げたいと思っている。

### 「自然をそのまま」少年のびのびと

**教育** 呉羽少年自然の家の周辺は自然のままの環境で……

**知事** 人手をかけない自然の中で少年たちをのびのびと育てたい。

### 「好評」続けた技能講座

**商工** 訓練センターの規律正しい生徒の日課に感激した。特に県民が技能について考えて技能講座はもっとアピールして、参加者を拡大してほしい。

**知事** 県民大学校もあるが、この技能講座（各高等技能学校が企画）は大へん好評で、庭づく

り等今後も続けたい。

### 「きめ細かい配慮で楽しい施設を」

**福祉** すばらしい高志学園の環境と施設に感心した。将来も拡張する計画と聞いているので使用する立場に立った設計を。

**知事** 他県の実例等も参考にしたり、こまかい配慮をしている。今後、よりベターな施設として充実する。

### 「非行防止は家庭のしついで」

**教育** 青少年の非行防止も科学的に処理できないか。

**知事** 教育内容の決定には科学的処理分野もあるが、非行防止はやはり家庭というものが一番大きな役割をもつと考える。

### 「大切な広葉樹植林は」

**農林** 林業は息の長い研究が必要で、それに見合った職員や設備が必要である。県の土質にあった広葉樹の品種改良、植林が

大切だ。試験場を小・中学生に見学させ、木や木材の大切さを認識させるように……

**知事** 広葉樹を含めた健全な森林育成に努めることは同感である。小・中学生などの見学は増えており、現物での教育をとり入れるようにしている。

### 「ゆるがせにできない環境浄化」

**環境** 公害センターの施設はすばらしい。指導も徹底して住みよい県になっていることを認識し感銘した。

**知事** 環境の良いところで、将来は公害センターに衛生研究所



みなさんが親切なので……と喜びをかくせない長生寮



幼児たちが喜ぶ影絵の研究に余念のない保育専門学院

や薬事研究所を一緒にした技術センターにして、あい共通する研究を合理的にやれるよう整備したい。

### 「植樹は生活上重要」

最近水質の悪化がみられるが、これは家庭排水と下水道の整備の遅れに問題があると思われる。環境は確かに良くなっているが、いずれにしても環境浄化の問題に終りはなく、注意して監視を続ける必要がある。

**土木** 中国を視察してきたが、国土保全のためにも道路沿いに植木をしたらどうか。

**知事** 中国とは実情が違うけれども、生活の上からも木のもつ重要性からどこでも植樹してお

### 「計量は常に厳正で」

**商工** 計量の仕事は地味だが生活に密着しているので、専門家を生活改善や消費者グループの会合に派遣していただきたい。

**知事** 厳格な仕事であり、一面県民生活に深いかかわりをもつ重要な仕事と理解いただけた。職員への派遣は要望に添いたい。

# 歯みがき習慣5ステップ

歯みがきの方法	指導方法	年齢	0才	1才	2才	3才	4才	5才	6才
<b>1 ステップ</b> <b>お母さんによる清掃</b> *お母さんが幼児用ブラシでみがいてください。	*スプーンを持つようになれば歯ブラシをあたえましょう。リングなど清掃性のある果物もあたえましょう。								
<b>2 ステップ</b> <b>洗口(ブクブクうがい)</b> *食事やおやつのはじめは必ずブクブクうがいをしましょう。 *清掃性のある食物を食べましょう。	1ステップと同じ要領で歯の清掃をしましょう。2才ぐらいになったら、歯みがきをつけてみがくようにしてください。								
<b>3 ステップ</b> <b>お母さんと一緒にみがく</b> *子どもの歯みがきでお母さんと一緒にみがきましょう。 *不十分な箇所はお母さんがあからせてあげましょう。	歯みがきを楽しくするように気をくばりましょう。お口のかみあわせをよく気をつけてみがきましょう。								
<b>4 ステップ</b> <b>スクラビング法か描円法で</b> *ブラシの細かい前後運動でみがきましょう。 *歯の外側はかみあわせておき、歯ブラシで口の中に円をかくようにみがいてください。	幼児にはやさしいみがき方です。かみあわせは前からかき出すようにみがきましょう。朝とねる前の歯みがきを忘れずに。								
<b>5 ステップ</b> <b>強すぎる力のゴシゴシみがきはやめましょう。ローリング法を基本にしてお口にあったみがき方の指導をうけてください。</b>	小学校では全国いっせいに歯のみがき方の指導を行なっています。歯のすみずみまでキチンとみがきましょう。								

「この子は神経質で…」と心配  
 そうに、子どもにつきっきりで  
 世話をやくお母さん。ところが

その子が、一人でけっこり  
 ばに治療させるといふ例が多い  
 ものです。神経質はむしろお母  
 さんのほう…よけいな世話やき  
 は、治療のじやまになることも

あります。  
 まちがった同情は  
 こどもの不幸  
 「あんなに泣いているのに、ま  
 だ削るのですか」と、つきそ

## 神経質は親のほう



# よい歯で よくかみ よいからだ



《歯の衛生週間 6月4日⇨6月10日》

## むし歯予防デー五〇周年

六月の六を「む」、四日の四を「し」と、ユーモラスに発音の語呂合わせをして、毎年六月四日を「むし歯予防デー」にしよう  
 と、日本歯科医師会が昭和三年に提唱してから五十年になります。(戦時中一時中断)  
 今年も、六月四日から十日まで、全国で「歯の衛生週間」が実施されます。

この週間は、国や県、歯科医師会が主催者となり、関係の各機関、団体の協力のもとに、「歯の衛生に関する正しい知識の普及」

「国民の間に広くまん延している歯の病気の予防の徹底」

をはかり、歯の病気を早く発見

して治療を励行することにより、

歯が健康の保持増進に役立つこ

とを知っていただくことを目的

としています。

口の中を清潔に

ことしの週間は、昨年を引き

続き、「歯口清掃の徹底」を重点  
 目標にあげており、特に、幼児  
 や青少年少女を対象として、口の中を清潔にするため、「歯みがき」「口すすぎ」の習慣を周知させ、これを実際に日常生活の中で行われるよう力点をかけています。



ともあれ、むし歯にならない  
 よう予防こそ一番大切。

子供のむし歯は、母親がちょ

ット気をつけることによつて、

大部分がぐいとめられるもので

す。

次頁の「歯みがき習慣5ステ

ップ」で、子供の歯を丈夫にい

たしましょう。

## 歯のいい悪いは

### 子供のときから

歯のいい人は、むし歯の痛さはわからないでしょうが、いやその痛いこと痛いこと。ズキズキと痛む歯を抱えて、歯医者さんで順番を待つ人の顔は、それはもう悲愴そのものです。

歯のいい悪いは子供の時から  
 の心掛けによります。

近年、むし歯のある子供が増

えています。三歳位で歯ならびがほぼ完成しますが、厚生省の統計では四歳児の九〇割が、すでにむし歯におかされているといわれています。

「みそっ歯なんか、どうせ生え変わるんだから」と放っておくと後がたいへんです。丈夫な永久歯を育てるためにも、乳歯のうち治療しておくことが必要なのです。



## こどものお母さんの心得

こどもをだますとあとが大変

「お薬をつけていただくだけ」

お注射はしませんよ」などと、

気やすめやうそでだまして、歯

科治療をうけさせようとするの

はもつてのほかです。親と歯科  
 医に不信の念をもつようになる  
 こともあり、そのため治療がで  
 きなくなってしまう場合もあり  
 ます。

## ごほうびはほどほどに

「さあ歯医者にゆきましょう。ごほうびはガムよ」などと、通院のたびのごほうびは考えもの。…ごほうびはしきの通院では、病気をなおす本当の意味は理解できません。そのようなしつけは、ほどほどにした方がいいのです。

## お母さんの知恵と愛情で

痛いときだけの歯医者だのみ…  
 ではないけません。正しい歯みがき、間食の注意、調和のとれた栄養など、日ごろの生活のなか



情です。ほうっておけば、かわいそうなことになるのはこども自身です。

## 親の恐怖が子にうつる

たとえば「お注射はいやね」とか「ガリガリはからだのちぢまる思いよ」などという家族どうしのお話でも、こどもさんはきいているものです。日ごろのお母さんの話や行動が、こどもに大それた影響をあたえることを忘れてはいけません。



でのムシ歯予防。そしてお口の検査。どれもお母さんの愛情であり、知恵であり、そして責任でもあります。

# 県民スポーツ大学 校へ集まるう！

一流指導者の手ほどきで スポーツを楽しみましょう

運動不足を解消し、健康や体力増進の絶好の機会として、今年も左表により「県民スポーツ大学校」を開設します。

講演を聞いてスポーツの良さと健康の大切さを知り、実技指導で楽しみながら汗を流しましょう。講師は日本のスポーツ界一流の先生方です。

今年も、県民のみならずの要望に応じて、県内四地区、六市で開校いたします。青少年は町で開設いたします。青少年は体力増進と技量の向上を、中高生は、技量は二の次で、楽しみながら健康、体力を増進することがねらいです。スポーツをやりたいたいと思っておられる方には絶好の機会です。近所、友だちで誘い合って県民スポーツ大学校へ参加しましょう。

健康体力は、生涯の幸福の基盤であり、財産です。

## 講師のプロフィール

### ◆サッカー―平木隆三氏

オリンピック大会に日本代表選手として三回、コーチとして二回参加。日本サッカー界の技術指導の中心的存在。



### ◆野球―別所毅彦氏

元、読売巨人軍で活躍した剛速球投手。野球から得た人生観と技術にたけた講演には定評がある。現在野球解説者。



### ◆軟式庭球―斉藤孝弘氏

全国高校総体及び全日本選手権に活躍し、現在ナショナルチームのコーチ。指導力は抜群。



### ◆卓球―長谷川信彦氏

一九六七年（昭四二）の世界チャンピオン。全日本選手権に六回優勝し、史上最多勝を記録した名選手。



### ◆バレーボール―中村昌枝（旧姓河西）さん

東京オリンピック大会に金メダルの栄冠をとった日本女子チームの主将。現在ママさんバレー指導。

同時に、当時のニチポールのエースアタッカー高城光枝（旧姓増尾）さんも同行する予定。



募集人数 各種目、申し込み先着順に四〇〇人まで。

講演については、一般の方の聴講を歓迎します。

自分の使用する用具は、できるだけ準備して参加してください。

申し込み方法と申し込み先はがきに次の内容を記入して申し込んでください。

募集対象 種目ごとに対象が違います。ただし、卓球と野球の

- ①氏名、②住所、③年令、④

会場が変更になることがあります	第1回		第2回	
	バレーボール		卓球	
主な対象	東京オリンピック日本チーム主将 中村昌枝		'67年世界チャンピオン 長谷川信彦	
月日	7月29日(土)		8月8日(火)	8月9日(水)
内容	実技指導	講演	講演	実技指導
会場	富山中部高校体育館		県教育文化会館	富山市体育館
時間	13:30~15:30	15:30~16:30	夜18:30~20:00	朝6:30~8:00
申込先	富山市教委・体育課 (0764)31-6111		富山市教委・体育課 (0764)31-6111	
問合せ	7月22日(土)		8月1日(火)	
締切日	7月30日(日)		8月9日(水)	8月10日(木)
月日	7月30日(日)		8月9日(水)	8月10日(木)
内容	実技指導	講演	講演	実技指導
会場	黒部市立中央小学校 体育館		魚津市市民会館	魚津市総合体育館
時間	8:30~10:30	10:30~11:30	夜18:30~20:00	朝6:30~8:00
申込先	黒部市教委・社会教育課 (0765)54-2111		魚津市教委・体育課 (0765)22-2200	
問合せ	7月24日(月)		8月2日(水)	
締切日	7月24日(月)		8月2日(水)	

第3回		第4回		第5回	
軟式庭球		野球		サッカー	
ナショナルチーム・コーチ 斉藤孝弘		元・読売巨人軍投手 別所毅彦		日本サッカー協会指導部長 平木隆三	
一般・少年		少年		青少年	
8月12日(土)		8月21日(月)		8月23日(水)	
講演	実技指導	実技指導	講演	講演	実技指導
県営高岡武道館	高岡市営 前田コート	芝園中 グラウンド	市町村会館 ホール	出町中学校 グラウンド・体育館	
13:30~14:30	14:30~16:30	13:30~15:00	15:00~17:00	8:00~9:30	9:30~11:30
高岡市教委・体育保健課 (0766)23-2010		富山市教委・体育課 (0764)31-6111		砺波市教委・社会教育課 (07633)3-1111	
8月5日(土)		8月14日(月)		8月16日(水)	
8月13日(日)		8月22日(火)		8月24日(木)	
講演	実技指導	実技指導	講演	講演	実技指導
福光高校 体育館・テニスコート		志貴野中 グラウンド	農協会館 ホール	志貴野中学校 体育館・グラウンド	
13:30~14:30	14:30~16:30	13:30~15:00	15:00~17:00	8:30~9:30	9:30~11:30
福光町教委・社会教育課 (07635)2-1570		高岡市教委・体育保健課 (0766)23-2010		高岡市教委・体育保健課 (0766)23-2010	
8月7日(月)		8月15日(火)		8月17日(木)	

種目名、⑤会場、⑥技術の程度(初・中・上)、⑦健康状態(良好・普通)

・団体やクラブ等、多人数の受講希望者がある場合は、責任町教育委員会です。

・申し込み先は、会場になる市者が人数をまとめて申し込むことができます。

# 危ないが



県内には、がけくずれが起きそうな危険なところの近くでたくさんの方が生活をしています。しかもがけの殆どは、地質がもろく、わずかの雨でも崩れやすい状態にあります。

このため、梅雨期や台風期の降雨時期に入ると、土石流や、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害が頻発して尊い人命が失われています。

この恐ろしい災害から身を守るために、県はもろろ市町村もいろいろと対策を講じていますが、なんとといってもがけ地周辺に住む住民の人たちが、自らその防災に対して、努力をすることが必要です。

## がけ崩れの条件

(1) がけの角度が三〇度を超える  
と多くのがけ崩れが発生します。

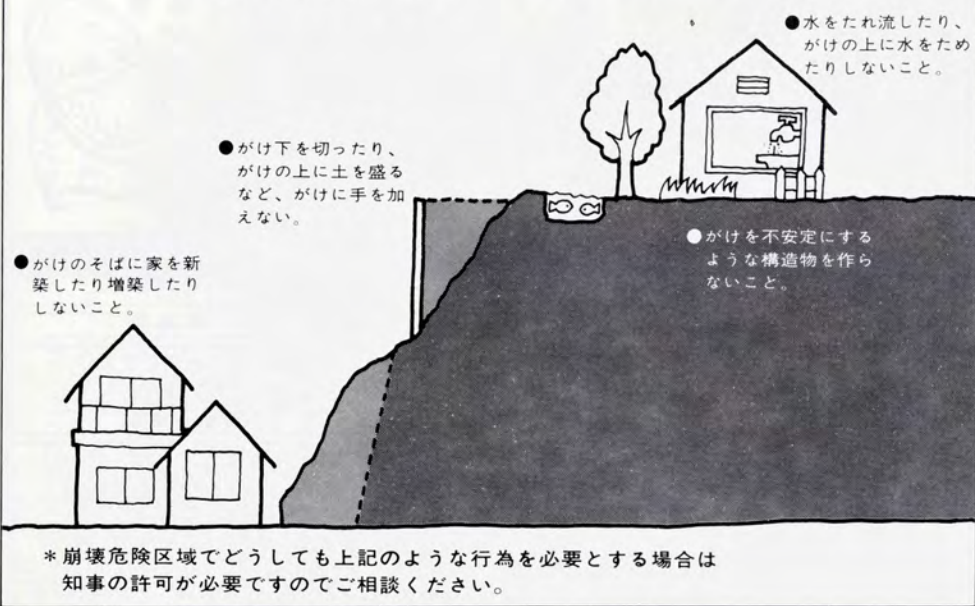
(2) 屋根より高い五メートル以上の高いがけは、崩れたとき家を押しつぶすほどの大きな被害を出し、たいへん危険です。

## 大切な日頃の注意

・がけに凹凸がある  
・湧水があったり、水が集まりやすいところ  
・擁壁や、石垣に割れ目がある  
・岩が土のようにボロボロになっている  
・上部の排水が完備していないがけ。

## がけ崩れ防災の心得

### ●日頃の注意と心がけ



県下には、このような崩れやすいがけは、一〇〇三カ所もあり、県では「急傾斜地法」により崩れやすいがけ地の周辺を、急

傾斜地崩壊危険区域として指定し、その区域内でがけ崩れを誘発するような行為を禁止するほか、危険度の高いがけ地から順次、崩壊防止工事を行なうとともに、危険区域内の危険度の高い住宅には移転奨励等、がけ地対策を積極的に進めています。

また、各市町村では、急傾斜地崩壊危険区域ごとに防災計画を立て、警戒避難体制の整備をはかっています。

しかし、がけ崩れ災害から身を守るには、がけ地に住むみなさんが、自ら防止の対策をはかるほか、降雨時には、日頃から気象情報に注意し、どんな雨のとき、どんな避難方法をとるかなど、あらかじめ決めておくことも大切なことです。

## 人ごとではない 惨!! 新潟妙高山の地すべり

去る五月十八日朝、新潟県妙高山で起きた大規模な地すべりで、土石流が流出し大被害がありました。人ごとではありません。

## 水田利用再編対策の現況は

昨年の秋の国の方針から、米の生産調整を目的とする水田利用再編対策によって富山県に割り当てられた転作等目標面積は、五九九〇ヘクタールでした。このうち一五〇〇ヘクタール程度を土地改良の通年施行、残り四五〇〇ヘクタール程度を転作することになっています。

県では大豆、麦、飼料作物を重点に転作するよう種子の準備・営農・排水、転作物の栽培に必要な営農機械施設の導入等条件整備に努めているところです。

農家の皆さんの理解と協力によって、今年四月末の市町村の転作等計画では、ほぼ目標が達成される見込みです。

## 主要な転作物は

各市町村の転作実施見込みのうち、もっとも大きいウエイトを占めるのが大豆で約一四〇〇ヘクタール、ついで、やさい、飼料作物の順となっています。なお市町村別の主要作物は上図のとおりです。

## 大豆栽培のポイント

今が作付のシーズンとなっていて、大豆は、害虫や病気の防除が収量や品質に大きく影響するをまもりましょう。

## 栽培技術などの相談は

水田から畑作への転換ですから、技術的にも各種の問題があると思います。栽培技術などの相談は、農協、農業共済組合等にどしどしお寄せください。

県内市町村転作物分布図



## 転作物の栽培留意点

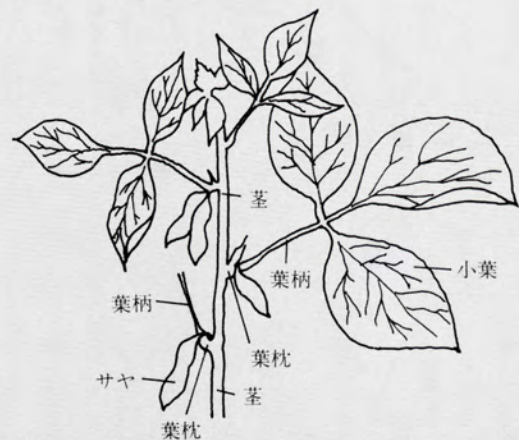
大豆  
麦  
飼料作物  
やさい

葉たばこ  
花木球根  
果樹  
そば

# 大豆の栽培こよみ

生育の過程

## 初期生育の経過



栽培のポイント

栽培のポイント	は種			開花期			サヤの伸長期			粒の肥大期			成熟期					
	5月			6月			7月			8月			9月			10月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
ほ場の排水																		
紫斑病の予防																		
は種期																		
中耕・土寄せ																		
害虫の防除																		
病気の防除																		
収穫																		
乾燥																		
脱粒・仕上げ																		



ホソヘリカメムシ (中令~老令幼虫)



紫斑病の大豆

留意点

### 排水をよくする

・雨水や隣接水田からの水がたまらないように水吐尻を低くする。

### 紫斑病の予防

・ベノミル・チュラム水和剤を種子重の0.4%粉衣する。



紫斑病

### 雑草の防除

・トリフルラリン乳剤をは種ふく土後直後に散布する。

### は種期

・畦幅60~75cm、株間15~20cmにまく。  
・移植栽培の場合は、5月下旬に苗床にまき、6月中旬に本ばに移植する。

### 施肥

・10a 当たりチッソ0~2kg、リンサン7~8kg、カリ8~9kgを基肥として施す。

### 補植

・発芽始から4~5日間はハト害に注意する。  
・ハト害や発芽不良による欠株は早めに補植する。

### 害虫防除

・ダイズサヤタマバエ、カメムシ類の防除を徹底する。薬剤はMPP(バイジット)またはMEP(スミチオン)を10a 当たり4kgを葉のつく部分によくかかるように散く。

### 病気の防除

・紫斑病防除のため、開花直後と大豆が米粒大の頃にチオファネートメチル(トップジンM)粉剤10a 当たり4kgまたはベノミル(ベンレート)水和剤1000倍液10a 当たり200ℓ散布する。

### 収穫乾燥調整

・葉が落ち、莢が色づいて振ると音がする頃おくれないように収穫する。  
・なるべく架干しとし、乾いたら雨にあわないようにすぐに脱粒調整する。

# ふろさとの民話



## キツネの恩がえし

ぶん・石崎直義  
え・久米宏一

●お母さんと子どもの対話のページとしてご利用ください。

### 解説

これは、富山市の民話である。動物報恩の世間話として伝えられてきた。  
むかしは、人間の世界に動物が何かのかわりをもつことがあったであろう。

むかし、むかし、富山の西田地方にあったと。

城の殿さま佐々成政の家来の、前野小兵衛という武士が住んどったと。

小兵衛は、いつかの戦のとき、野ギツネに道を教えてもらって助かったことがあったので、屋敷の庭にお稲荷さまの祠を建てて祀っておった。

ある日、殿さまのお伴して、野原へ狩猟に出た。

あちこち獲物を探していると、キツネが一尾出てきた。殿さまは、小兵衛が弓の名人であることを知っていらつしやつたので、それを射とめるように命じられた。

小兵衛は、一生けんめいに追いかけていく

ますから、病人の身体に触れさせてみて下さい。どんな病気でございましてと治ります。といって、スウィツと消えていってしまつた。

小兵衛はキツネのいうたとおり、病人の身体にこ符に触れさせてなててみたら、どんな重い病気でございましてと治つた。

これを聞きつたえて、毎日毎日、近くから遠くから、大ぜいの病人たちが小兵衛の家へ来て、みんな治してもろたと。そのお礼で、しばらくの間に、小兵衛はでかい金持ちになつた。

その後、仙台の殿さまの伊達光宗の息女が、大へんに難しい病気にかかつて困つたとき、小兵衛が召し出された。そしてこ符を当ててなてたところ、たちまち治つてしまつた。この評判がさらに日本中にひろまつた。それがとうとう、富山の殿さまの佐々成政の目に入り、小兵衛をもとのとあり、家来にするというお許しがでた。

そして、富山のお城に仕えて、よくつとめたので、殿さまから大そう重んじられた。な。



と、そのキツネが、前足でお腹を抱えるようにした。よく見ると、子をはらんだ母キツネであつた。

小兵衛は大そう哀れになり、矢を放たずに逃してやつたのだと。

すると、殿さまはひどく腹をたてて、主人の命に従わないような家来はいらんからというて、国の外へ追い出すことにされた。

小兵衛は仕方なく、どこかへいくことにして旅仕度をした。

いよいよ富山を離れようとした前の晩のことだつた。狩猟のときに助けてやつた母キツネが訪ねて来て、

「私のためにひどい迷惑をおかけして申しわけございませぬ。私の夫のキツネが、関東の秩父におります。あなたが江戸へ出られましたなら、きつとお助け申して、身上のよいお暮らしなされるようにいたします。」といつて、スウィツと消えていってしまつた。小兵衛は、ふしぎなこともあるもんだと思うたが、あまり当てに思わなかつた。

やがて江戸へ出ていき、浅草に住むことにした。二、三日たつたある晩、夫のキツネが訪ねてきて、

「このこ符（神仏の守りふだ）をさしあげ





# 事故にあつたら

といった例もあり、後遺症の心配もあります。特に頭や腹を打つたときは、専門医の精密検査をうけておくと安心です。

## 交通事故相談所利用のおすすめ

県の交通事故相談所では、専門の相談員と弁護士が損害賠償請求手続きをはじめ交通事故全般について相談に応じています。相談は無料です。

## 損害賠償の請求はだれがだれに

一、賠償請求できる人(被害者)  
 (1) けがのとき：原則として被害者本人(未成年者のときは親権者である両親または後見人)がすべて損害の賠償請求権者になります。本人以外の者の請求が認められる場合は、  
 ① 治療費の立替払いをした近親者  
 ② 付添看護のために休業して損害を受けた近親者  
 ③ 被害者の重傷により精神的な苦痛をうけた近親者などです。  
 (2) 死亡のとき：死亡者の相続人  
 被害者の死亡によって精神的な苦痛をうけたことにより慰謝料の請求ができる者は、被害者の子・配偶者(内縁を含む)及び父母に限定されています。また、死亡による葬儀費、死亡ま



## 相手は「だれか」を確かめる

事故にあつたらその場で、相手の運転免許証・自動車検査証・自賠責保険証明書などを見せてもらって「相手はだれか」をはっきりと確かめておくことです。たとえば、  
 一、運転者の住所・氏名・年齢  
 二、自動車の所有者または使用者・運転者の雇主の住所・氏名  
 三、車両番号(ナンバー)  
 四、契約している自賠責保険ならびに任意保険の保険会社名  
 ・保険証明書番号などです。  
 こうしておくと同方が逃げた責任のがれを防ぐことができただけでなく、後になって問題がこじれた場合もその資料があることよって解決がしやすくなります。

## 必ず警察に届ける

どんな小さな事故でも、相手といっしょに警察へ届けてください。もし相手が届けをしぶるようなことがあれば被害者側から届け出て、警察で十分調査してもらったことが大切です。事故当時は軽いけがと思っても相手といっしょにすぐ病院へいって医師によくみてもらいまし



での治療費を立替えた遺族も当然その請求ができます。  
 二、賠償請求する相手(加害者)

(1) 保有者(運行供用者)  
 保有者というのは自動車を自分の思いどおり使う正当な権利

をもっていて、それによって利益を得ている人のことで、自賠責で認められている賠償義務者です。通常は、自動車の所有者または使用者がこれにあたりますが、他人の車を借りたものや預っているものであっても、自分のために使っているとき起きた交通事故であれば、保有者になり賠償責任があります。従って

自賠責保険の「保有者」とは、事実上の泥棒運転のほかは、運行供用者と全く同一です。  
 (2) 使用者(雇主)  
 使用者とは、事業のため運転者を雇い、その事業に従事させて自動車や運搬させている人のことです。たとえば、会社が事業のために従業員に自動車を運転させておれば、従業員が業務上

起こした交通事故により、第三者に損害を与えたとき、会社が使用者として賠償責任を負わされますから、その場合は当然雇主に損害賠償の請求ができます。  
 (3) 運転者  
 運転者自身の過失によって交通事故を起こした運転者は当然賠償責任があります。(つづく)

## 交通事故相談所

相談所(機関)名等	相談		実施場所	電話番号
	曜日	時間		
富山県交通事故相談所	月曜～金曜	午前9時～午後3時30分受付	富山市新総曲輪1番7号県庁3階329号室	(0764) 31-4111 内線465
	土曜 祝・祭日は 休み	午前9時～午前11時30分受付		
弁護士相談日	毎週木曜日	午後1時～午後3時受付		
巡回相談所 黒部市	第1月曜日 第3月曜日	午前10時～午後3時受付	黒部市中央公民館内	(0765) 54-0278
巡回相談所 氷見市	第2火曜日 第4火曜日	同上	氷見市役所内	(0766) 74-1100
巡回相談所 滑川市	第1火曜日 第3火曜日	同上	滑川市役所内	(0764) 75-2111
巡回相談所 魚津市	第1水曜日 第3水曜日	同上	魚津総合庁舎内	(0765) 24-5311 内線278
巡回相談所 小矢部市	第2木曜日 第4木曜日	同上	小矢部市役所内	(0766) 67-1760 内線61
巡回相談所 新湊市	第1金曜日 第3金曜日	同上	新湊市役所内	(07668) 4-2100 内線355
巡回相談所 砺波市	第2金曜日 第4金曜日	同上	砺波総合庁舎内	(07633) 3-5151 内線278

# 富山県内の地価動向



## 今年の地価公示価格

### 県内の公示価格

156地点 1㎡当たり  
更地価格  
昭和53年1月1日時点

53年	変動率 前年比	53年	変動率 前年比	53年	変動率 前年比
<b>【富山市】</b>					
<b>◆住居地域</b>					
舟橋南町7-18	62,300	1.3	水橋辻々堂字前田割2157-5外	13,400	3.9
四方西岩瀬字萩野235	6,200	3.3	辰巳町2-4-14	59,400	2.9
城川原字屋敷31-1外	14,300	5.1	<b>◆宅地見込み地</b>		
大江千1-4外	21,400	2.9	上飯野字蓮花寺33-2	11,000	4.8
呉羽町字三外菊4937-3外	19,200	2.7	<b>◆商業地域</b>		
北代字布口4514-2	15,800	3.3	総曲輪3-5-2	980,000	1.6
堀川町470-1	22,200	3.3	水橋辻々堂字山田割106	14,300	2.1
豊田字北代割1-1外	17,800	4.7	南田町2-3-4	89,000	0
秋吉字台口割136-11	23,000	2.2	呉羽町字世間瀬町3025-1	29,500	1.7
石坂字鶴見2119-2外	18,400	2.2	永楽町21-23	55,600	1.1
中田字東割242-2外	11,800	5.4	五福字善尋1021-1	63,500	0
公文名字東田割26-1	20,500	2.5	小泉町字古道割185外	74,800	1.1
高屋敷字上り立割719-14	17,500	6.1	元町1-1-18	85,000	2.4
水橋町字大町544-6外	8,500	2.4	大町字道茂割282-8	98,500	1.5
森字五方割705-7	12,700	4.1	豊川町1-2	133,000	3.1
長江新町2-38	30,000	—	宝町1-5-3	170,000	—
中島3-7-28	19,800	4.2	諏訪川原1-10-14	99,000	0
下新本町6-15	20,700	3.0	新桜町2-10外	231,000	3.6
開字藤四郎辻割10-8外	18,200	2.8	一番町4-4	170,000	—
粟島町3-8-2	20,200	3.6	新富町1-1-4	413,000	3.3
向新庄155-5	22,500	3.2	東岩瀬町字新川町345	38,800	0
五福字新宮1643-11外	31,000	—	千代田町4-42	35,000	0.9
新庄新町字銀納屋敷1-17	21,200	2.4	<b>◆準工業地域</b>		
稲荷元町1-11-15	44,000	—	水橋沖字東五百77-4外	10,900	0.9
下堀字神田割86-4	20,600	3.0	鍋田字江添割199-1外	21,000	2.4
西公文名4-10	30,000	2.7	黒崎字高木割173-1	61,500	2.5
堀川小泉町1-12-26	39,300	3.4	蓮町字一本木割144-1	19,500	0
西中野町1-12-14	39,800	2.1	下富居2-8-36	14,300	2.9
長柄町2-6-5	39,300	1.3	岩瀬赤田町16	12,700	3.3
布瀬町字黒免割590-4	24,000	6.7	上赤江町1-3-13	16,200	3.8
大町字道茂割160-5外	29,500	2.8	黒瀬字大屋割60-2	18,500	2.8
奥田寿町8-3	42,300	1.9	田中町字道上割124-1	43,000	4.9
磯部町2-2-9	52,400	1.7	<b>◆工業地域</b>		
西大泉8-15	41,500	—	向新庄978外	9,500	1.1
牛島本町2-9-4	21,500	2.4	<b>◆市街化調整区域の宅地</b>		
			呉羽野田字村巻246-2	1,950	2.6
			古沢字上東野6846-1	6,200	3.3
			<b>【魚津市】</b>		
			<b>◆住居地域</b>		
			下飯野字早稲田194-1外	5,500	0
			羽根字三歩一割1177-1	11,200	1.8
			水橋開発字水アビ川735-5	7,300	2.8
			月岡新字森塚割99-2外	10,000	2.0
			<b>【滑川市】</b>		
			<b>◆住居地域</b>		
			下小泉町105-1外	26,000	2.8
			柳原字仕入1053	12,400	2.5
			<b>◆商業地域</b>		
			中央通り1-7-11	100,000	0
			<b>【黒部市】</b>		
			<b>◆住居地域</b>		
			中野道字早稲田3-2外	15,200	2.7
			生地神区304-6外	11,400	5.6
			<b>◆商業地域</b>		
			三田市字桜枝3117-甲外	87,000	0
			<b>【婦中町】</b>		
			<b>◆住居地域</b>		
			速星352-5	13,900	2.2
			笹倉449	12,600	2.4
			長沢字中町4200-2	10,500	1.0
			下替田67-1外	12,800	3.2
			<b>【舟橋村】</b>		
			<b>◆市街化調整区域の宅地</b>		
			竹内441	8,000	2.6
			東芦原字中沼327-2外	2,850	1.8

今年の地価公示価格が、4月1日付けで発表されました。

これにより県内の地価の動きをみますと、前年同期と比べ、平均して2.2%（全国平均2.5%）上昇しております。

これを用途地域別にみると、住宅地では、2.9%とやや高め。商業地では0.8%工業地では0.4%と横ばいの状態で推移しています。

この地価公示は、毎年1月1日時点における都市やその周辺地域における標準的な土地の正常な価格を公示し、一般の土地取引に際しての指標とすること等により、適正な地価の形成を図ろうとするものです。

公示の詳しい内容については、各市町村の窓口へ行かれれば下表に掲げた公示価格のほか、標準地の位置を書き込んだ地図や周辺の状況を記載した書類などをみることができますので大にご利用ください。

53年	変動率 前年比	53年	変動率 前年比	53年	変動率 前年比
<b>【高岡市】</b>					
<b>◆住居地域</b>					
本丸町9-24	57,000	1.8	答野出字西古川原田1140外	5,500	0
江尻字村中728-1	17,200	6.2	東石堤字屋敷田414外	8,500	0
古定塚6-10	25,500	3.2	佐野字善津島1222-5外	14,300	2.1
伏木矢田5-30	12,700	2.4	中田上麻生字宮嶋1218-1	5,000	1.9
野村383-3	20,200	2.0	<b>【新湊市】</b>		
波岡130-6	15,000	4.9	<b>◆住居地域</b>		
永楽町6-12	35,500	—	三日曾根20-9	22,300	3.7
神主町40	25,000	4.2	八幡町3-4-14	21,700	1.9
大野279-4	34,800	2.4	海老江練合141	5,700	1.8
赤祖父225	25,200	2.0	<b>◆商業地域</b>		
木津1324-7外	24,600	4.7	立町7-18	102,000	0
中川栄町3-30	32,500	—	本町2-5-15	35,800	0
伏木本町9-11	16,500	3.1	<b>◆準工業地域</b>		
伏木古府2-6-27	19,600	2.1	庄西町1-28-25	26,200	0.8
下牧野字江又木1535-1外	11,600	1.8	堀岡明神新字西ノ開47-1	6,900	1.5
中田字移田野48-2外	11,300	2.7	<b>◆工業地域</b>		
戸出町3-3-32	15,900	2.6	八幡町3-18	10,500	0
<b>◆宅地見込み地</b>					
木津572-1	19,500	1.6	<b>◆市街化調整区域の宅地</b>		
末広町字吉田1017-1外	682,000	1.0	松木字川除2059-3698	8,700	0
御旅屋町89-7	257,000	0	<b>【氷見市】</b>		
旅籠町13外	77,700	0	<b>◆住居地域</b>		
伏木中央町1-29	47,000	0	幸町21-29	19,200	1.6
駅南3-1-5	121,000	0	栄町27-19	12,000	1.7
伏木古国府4-2	51,500	0	<b>◆商業地域</b>		
<b>◆準工業地域</b>					
内免4-6-43	54,000	0	比美町7-20	108,000	0
北島字山ノ下224-3外	36,500	—	<b>【砺波市】</b>		
菰布字前向258-3外	21,100	5.5	<b>◆住居地域</b>		
吉久2-3-10	5,200	0	春日町4-30	20,400	2.0
<b>◆工業地域</b>					
伏木1-1-3	8,800	0	広上町10-49	14,000	2.2
<b>◆市街化調整区域の宅地</b>					
太田字中村2838-1外	6,000	5.3	<b>◆商業地域</b>		
			本町3-24	78,000	0
			<b>【小矢部市】</b>		
			<b>◆住居地域</b>		
			西町11-12	16,500	1.9
			埴生字北反畝1594-6外	9,500	3.3
			<b>◆商業地域</b>		
			石動町13-19	92,000	0
			<b>【小杉町】</b>		
			<b>◆住居地域</b>		
			三ヶ1431-1外	22,600	3.7
			戸破字若宮4929外	13,300	2.3
			三ヶ字中吉原3390	14,000	2.9
			戸破字加茂1667-1	16,800	3.1
			戸破字神川2523-6	14,100	2.2
			三ヶ字茶ノ木1585	18,200	1.7
			<b>◆商業地域</b>		
			三ヶ字中吉原3654-1	70,000	0
			<b>◆市街化調整区域の宅地</b>		
			黒河字竹山3748	6,000	0
			<b>【大門町】</b>		
			<b>◆住居地域</b>		
			二口字馬渡り846-1	16,100	1.9
			二口字轟988-1	10,300	2.0
			二口字南野割2449-1	12,900	2.4
			<b>◆商業地域</b>		
			二口字光明寺2936-9	26,300	0
			<b>◆市街化調整区域の宅地</b>		
			串田字西大坪1756	2,200	0
			<b>【大島町】</b>		
			<b>◆住居地域</b>		
			若杉252	13,200	1.5
			小島1176-1	13,800	2.2
			赤井字水落26-1	11,900	3.5
			<b>【下村】</b>		
			<b>◆市街化調整区域の宅地</b>		
			加茂字太子田3166外	8,300	0
			白石字中ノ原1480-1外	6,400	0

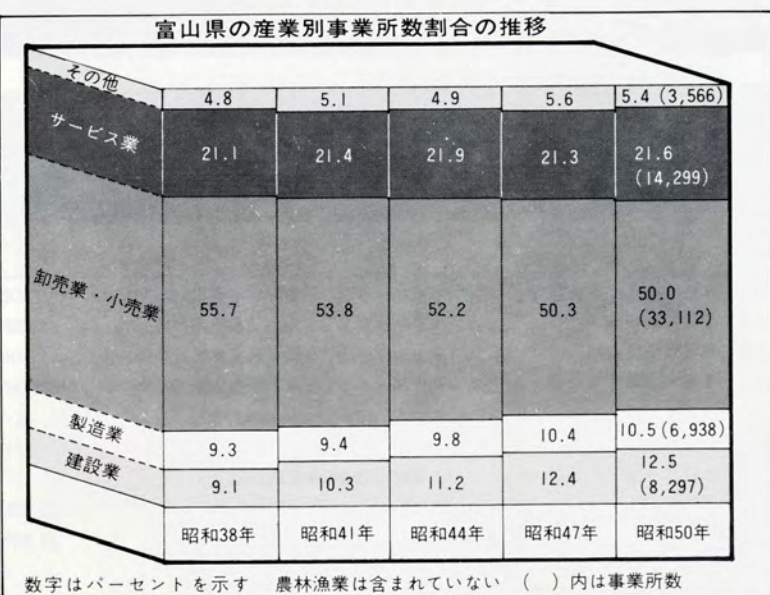
# 事業所統計調査

事業所とは、  
 会社、工場、  
 店舗、学校、  
 官公庁、病院  
 寺院に至るまで  
 事業を行っている一定  
 の場所をいい、営利、  
 非営利を問いません。

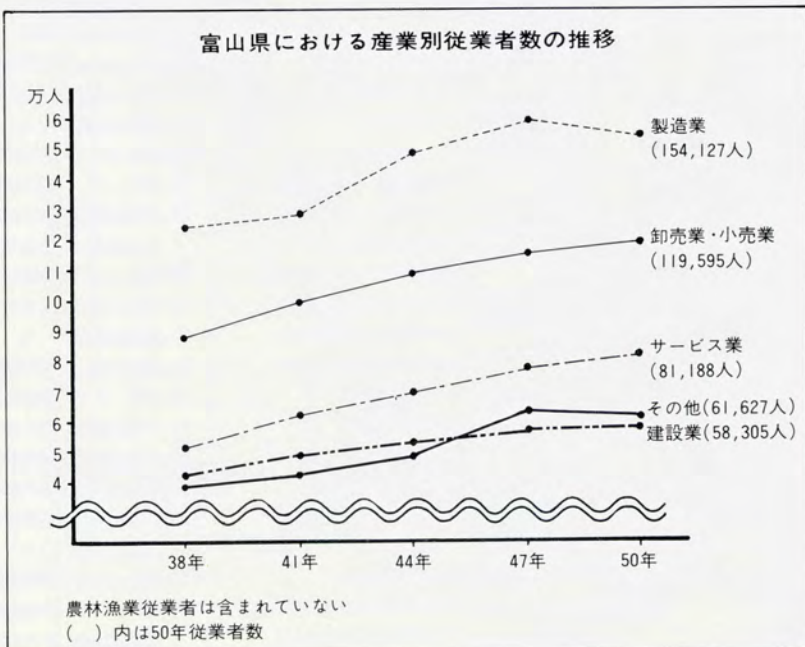
事業所統計調査は、三年ごと  
 に全国一斉に実施され、わが国  
 のすべての事業所（個人の農林  
 漁家等を除く）を対象に、名称、  
 所在地、経営組織、事業の種類  
 等について調査する国勢調査に  
 つぐ大規模な調査です。  
 この調査の目的は、わが国の  
 事業所及び企業について、産業  
 規模等の基本的構造並びに業態  
 のほか、サービス事業所の営  
 業状況等を明らかにして、調査

結果を国、地方公共団体等での  
 各種の行政や経済政策を策定す  
 るための基礎資料として、多方  
 面に提供することです。例えば

地域開発計画、社会保障、雇用  
 施策、国民所得等の策定の資料  
 となります。  
 本年も六月十五日現在で、全  
 国一斉に事業所に調査票を配付  
 して実施されます。



ご協力をお願いします。



調査票に記入された事項は、  
 統計を作る目的以外、例えば、  
 納税等の資料に使うことは絶対  
 にありません。また、調査した  
 事項を他に漏らすこともありま  
 せんので、調査員が調査依頼に  
 訪問しましたら、ありのままを  
 記入して下さるようお願いし  
 ます。

# 重度心身障害者の 医療助成制度 の所得制限を緩和します

重度心身障害者は、長期にわ  
 たり介護が必要であり、物心両  
 面において本人及び家族の大き  
 な負担となっています。  
 特に、これらの人びとの医療  
 費が、家庭経済の上に大きな影  
 響を与えていることから、県に

おいては、負担の軽減を図り、  
 安定した社会生活ができるよう  
 昭和四十九年十月から県単独事業  
 で医療費の助成を実施してきて  
 おります。  
 この制度の適用については、  
 一定の所得制限が設けられてお  
 ります。  
 該当となる方は、次により手  
 続きをしてください。

## 1、対象者

市町村に住所を有する満一歳  
 以上満六〇歳未満の者であって  
 身体障害者手帳一級・二級また  
 は療育手帳Aの交付を受けた者  
 ただし、生活保護法による保護  
 を受けている者は除かれます。

## 2、所得制限

その者の属する世帯の前年の  
 合計所得金額（総所得金額、退  
 職所得金額及び山林所得金額の  
 合計額をいう）が一千万円未満

## 3、受給資格の登録及び 交付

医療費の助成を受けようとす  
 る人は、受給資格申請書を市町  
 村に提出して受給資格の登録を

## 4、受給資格証の提示

受給者は、医療を受けると  
 きは、保険証と受給資格証を医  
 療機関等の窓口へ提出するとと  
 もに福祉医療費請求書を提出す  
 ることになっていきます。

## 5、受給資格証の返還

受給者が、その資格を失なっ  
 たときは受給資格証を必ず市町  
 村に返還しなければなりません。



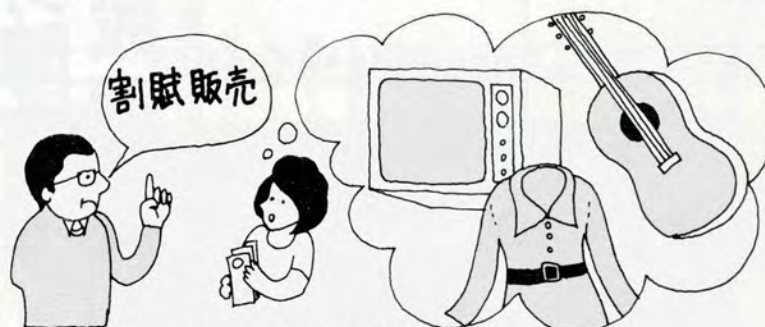
8月から  
 月額 **6,250円** に  
 重度障害者福祉手当の増額

重度障害者に支給される福祉  
 手当は、現在、月額五、五〇〇  
 円ですが、ことし八月から約  
 一三・六割引き上げられて、月額  
 六、二五〇円となるよう法改正  
 等が図られています。  
 この福祉手当制度は、在宅の  
 重度障害者に対する福祉の措置  
 の一環として、昭和五〇年十月  
 から特別児童扶養手当等の支給  
 に関する法律に基づいて発足し  
 たものです。  
 昭和五二年八月末での県内受  
 給者数は、三、八〇一人であり  
 昭和五三年度は、約三、九〇〇  
 人が見込まれています。

# 割賦販売を 考える

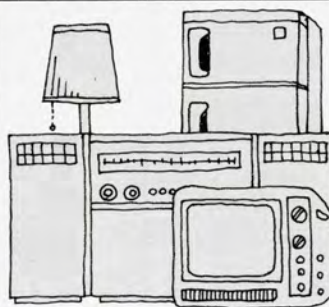
割賦販売は、一般に「月賦」とか「クレジット」といわれているもので、近年その利用の伸びは、めざましく、全国的には五人に二人の消費者が利用しているといわれています。割賦販売制度を消費者の側からみると高額の商品でも分割支払いのために買いやすく、支出の計画化をはかることができますし、販売する側からみると、この制度の活用によって大量販売しやすく、量産体制が確立でき、売り手側にも買い手側にも便利で合理的な制度といえます。その反面、割賦販売は普通の販売と違

って支払期間が長期であること家庭訪問したセールスマンが強いだったり、あるいは、よく説明しなかったことなどの原因で消費者と業者との間に何かとトラブルが起きています。そこで割賦販売の上手な利用方法や注意点を考えてみましょう。



## 割賦販売の種類と特長

### (1) 先渡式割賦販売

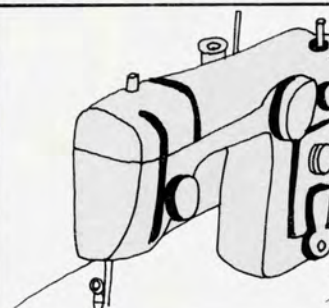


現在行われている最も多い形式がこれです。ふつう、頭金の支払いと同時に商品が引き渡され、その後、契約に定められた回数に分割して代金を支払う方法です。

- ・この品物の所有権は全額が支払い終わるまで販売業者にあります
- ・中途解約して品物を返すとき、使用料を支払わなければなりません
- ・全額を支払いきらないうちに楽しみを先き取りするので、現金販売価格よりも高くなります

自動車、家庭用電気器具、楽器、カメラなどの業界では、この方式が多く採用されています。

### (2) 前払式割賦販売



一般に予約式とか積立式とかいわれている割賦販売のことです。この方式では、商品の引き渡しは、2回以上にわたりその代金の全部または一部を支払った後で行われます。

モデルチェンジにより契約商品を変更したり、物価があがったからといって、途中で契約価格を値上げすることは禁止されています

現金販売価格に比べて金利分ほど安くなっています

現在、おもにミシン、手編機、家庭用電気器具、ベッド、楽器などの業界でこの方式が採用されています。

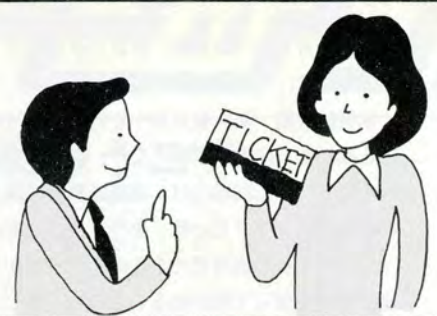
### (3) 前払式特定取引



ふつう「友の会」、「冠婚葬祭互助会」といわれているものがこれにあたります。

商品を購入できる買物券または役務の提供を受けるに先だって代金を業者に支払うため、購入者側に危険が伴いますので、この方式を採用する業者に対しては購入者保護の立場から前払式割賦販売と同様、昭和48年3月から許可制をしいて監督をすることとなりました。

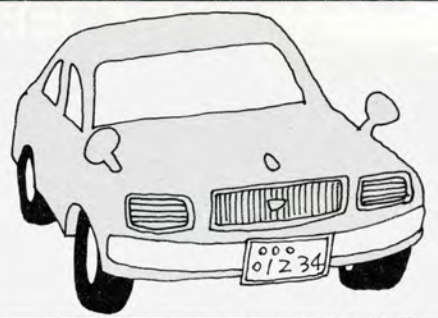
### (4) チケット式割賦販売



信販会社、専門店会等といった割賦購入あつせん業者の発行するチケットによって、加盟店から品物を買ひ、代金はあつせん業者に分割で支払うものです。

- ・チケットの限度額の範囲内なら、頭金を持たなくても買えます。
- ・チケットを落として他人に悪用されないよう現金以上の管理が大切です。

### (5) ローン提携販売



販売業者の保証のもとに金融機関から購入資金を借りて品物を買ひ、金融機関に分割返済する方式のものです。

- ・先渡し式割賦販売に似ていますが、消費者は割賦販売業者だけでなく金融機関とも契約を結ばなければならないので、二重に手間がかかります。
- ・借入金の利息や手数料の料率は、実質年率で表示することが義務づけられています。

カ、セールスマンの氏名、問い合わせ等の窓口、割賦販売業者の氏名・住所、特に購入者に対する注意事項及び訪問販売時の契約の申し込みの撤回等の告知事項は、赤字で記載し赤字で囲まなければなりません。



割賦販売には、こうしたいろいろな販売方法があり、購入者が販売業者と割賦契約を結ぶ際、あとで内容について、紛争がおこることを防止するために、割賦販売法では、契約書に次のことを書かなければならないことになっています。

- ア、契約商品（契約機種）
- イ、割賦販売価格
- ウ、賦払金（掛金）
- エ、賦払金の支払時期と方法
- オ、商品の引渡時期

1、販売業者と話し合った通りの数字や内容になっているかどうか  
2、購入者が支払遅滞の場合、業者より催告をうけた日より



### 利用時のチェックポイント

- 1、前払式の場合、営業許可を受けている業者かどうか
- 2、セールスマンの言葉まじりのみにしないで契約内容をよく確かめて
- 3、訪問販売における申し込みの撤回をしたときは、申込日を含めて四日以内に書面で業者に通知すること
- 20日以内に支払わないと契約解除されることがあります。
- 3、契約を解除した場合の損害賠償の規定が、割賦販売法の定める範囲内かどうか
- 4、購入者に特に不利になるような特約があるかどうか
- 5、空欄に自分の意思とちがったことが記入されていないかどうか

以上の点を検討して契約をした場合には、割賦販売は購入者と販売業者の相互の信頼のもとになりつつあるものですから購入者も契約で定められた事項をよく守ることが必要です。

## ● 県政のうごき ————— 4月16日～5月15日

### 4月18日 ☒ 大型レクリエーション地区整備事業はじまる



立山山ろく大型レクリエーション地区

立山山ろくレクリエーション基地計画の一環として大山町栗巣野台地で進める観光レクリエーション地区整備事業の実施が、運輸省から内示されました。計画によると、36.7ヘクタールに宿泊施設・フィールドアスレチック・植物園・駐車場・管理棟・遊歩道・野外広場など、今年度から基本設計・整備をはじめ、55年度までの事業となっています。総事業費は3億円を見込んでいます。

家族旅行者や若者を対象にした、通年利用型の健全レクリエーションの場としてのこの事業に、大きな期待が寄せられています。

### 4月20日 ☒ 緑化週間=魚津で植樹祭など

県内の緑に対する関心が高まる中で、今年の緑化週間は、20日=家庭緑の日、21日=山の緑の日、22日=



職場緑の日、23日=街の緑の日、24日=緑愛育の日、25日=学校緑の日、26日=記念植樹の日と決めてすめられました。24日には、中田知事らが新湊・富山の



両市の街頭で苗木を無償配布を行い、26日には魚津市室田で県植樹祭を行い、県木タテヤマスギ 3,000本を緑の少年団らと共に植樹しました。

また、花と緑の銀行ではキンモクセイ、サザンカなど12品種54,000本を市町村を通じ各頭取から家庭に配付されました。植えた木は大切に育てるようご協力をお願いしています。

### 4月21日 ☒ 富山県生活指標の試算結果発表

これまでの県民経済計算体系ではとらえられていなかった、保健衛生、教育条件、環境保全、居住条件などの住民福祉の水準を、各種の統計資料から多面的にとらえて、全国的にみた富山県の生活環境を掌握しようと、県統計調査課が初の試みとしてまとめた県民生活指標の試算結果が発表されました。

これによると、全国的に富山県は各分野でバラツキはあるものの、余暇、教育と文化の分野をはじめ、全国的にはかなり上回った水準値がでています。しかしあくまでも試算であるため、資料などに適切さが不足した面もあり、今後の調査に期待が寄せられています。

### 4月24日 ☒ 県営弓道場は呉羽山ろくに決まる

53年度中に建設する予定の県営弓道場は、県立図書

## 県の試験研究機関の成果次々とみものる

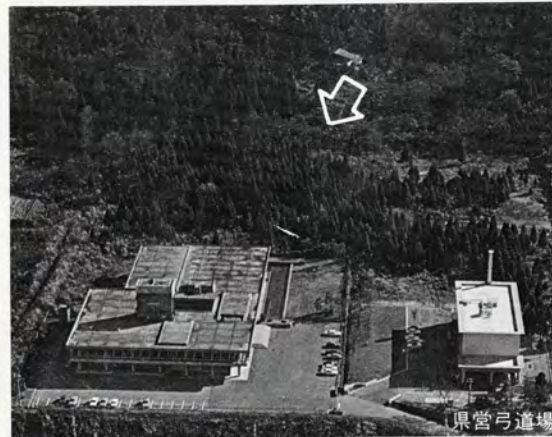
県立の各試験研究機関では、地道な研究を永年続けていますが、このほど次のような成果が次々とみものり脚光を浴びています。

**繊維工業試験場** 不振の繊維業界に活路をと、編織製品の開発研究をしていた同場では、このほど絹糸やポリエステルなど長繊維に羊毛、アンゴラ毛などの短繊維を組み込んだ新しい素材や、装置など4件を考案して去る3月31日に実用新案登録を特許庁へ出願しま

した。9月ごろには業界に普及できるよう、さらに試験研究を続けています。

**木材試験場** 輸入量日本一を誇るソ連材から排出される樹皮が、産業廃棄物となり、この処理について研究を重ねていた同場では、畜産試験場の協力で、ブタの敷料に使用して「たい肥」をつくり、一応のメドがたつたので、これが実用化できるかを今年度から農業試験場で実際に使って確かめることになりました。

館付近の呉羽山ろくの県有地約1万6,000平方に決まりました。県内初の遠的(60倍)のできる競技施設で、期待が寄せられています。



県営弓道場

### 5月4日 ☒ 愛鳥週間ポスターや標語入選作

今年の愛鳥週間の愛鳥ポスターや標語の入選作品が決まりました。

ポスター

知事賞 林 克行=小矢部市水島小学校4年生  
長田美佳=小矢部市蟹谷中学校3年生  
野尻晃代=富山第1高等学校3年生

標語・秀作 安守和司=富山市熊野小学校2年生  
とりのこえ きのうも きょうも きこえたね

### 5月8日 ☒ 魚津保健所竣工

改築していた魚津保健所の竣工式が行われ、富山県出身の翁久次郎厚生省事務次官が出席して「保健衛生事業の一層の発展を期待する」と激励しました。

### 5月9日 ☒ 県の30の出先機関で「1日所長」大はりきり

みんなの県政推進事業の一環として、5月9日は置県の日であるところから、昨年に続き県の30の出先機関に、県内の諸団体から推せんされた代表が「1日所



呉羽少年自然の家での1日所長

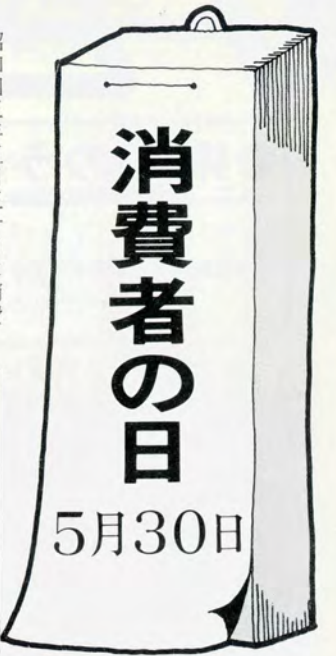
長」として、その業務内容などつぶさに視察しました。

総務、厚生、商工労働、土木、教育など各分野の出先機関では、はりきり1日所長さんの熱心さに、仕事も一段と進み、本所長も大喜びでした。(本文参照)

### 5月14日 ☒ 消防30周年県大会は勇壮に



自治体消防30周年記念県大会は、富山市内に消防関係者1,300名、消防車など車両98台が参加して、パレード、検閲などがあってから、松川べりに消防車が整列して勇壮な一斉放水が行われ、富山消防の意気を示しました。



昭和四三年五月三十日に消費者保護基本法が公布・施行されて本年が満十周年にあたります。

これを契機として、昨年十月に開催された第十回消費者保護会議(注)において、毎年五月三十日を「消費者の日」とすることが定められました。

これは、すべての国民が消費者としての自覚をもち、それを深めるとともに、行政や事業者の消費者指向体制を強化するようすがにしようとするものです。

そしてこの「消費者の日」に、国をはじめ各都道府県で消費者講演会等の記念行事が多彩に催されました。本県でも富山県葉業会館において、一般消費者多数の出席の下に「消費者の日」制定富山県記念大会が盛大に開催されたところです。

5月30日

### 消費者のための消費者保護基本法

わが国は、戦後三十年間にめざましい経済成長を続け、私たちの生活も質・量ともにたいへん豊かになりました。ところが、この高度経済成長の裏側では大量生産、大量販売、大量消費という仕組みの中で、さまざまな形の消費者問題—例えば欠陥商品や有害食品の出現、不当表示や誇大広告の横行など消費者にとってありがたくない諸問題が生じてきました。そこで、昭和四三年に、消費者の利益を守りそれを増進するための原点を決めた法律として、消費者保護基本法が定められました。そして、この消費者保護基本法を中心として各種の消費者保護施策が講

じられてきており、これまでに多くの成果を上げてきております。

### 新たな消費者問題の発生

しかし、これで十分というわけではありません。今までに行ってきた種々の事柄を見直し、改めていくなど、いっそうの努力を続ける必要があります。さらに、あの石油ショック以来、わたしたちの日常生活でも、資源やエネルギーの制約が社会的な問題になるなど、安定成長期をむかえた経済とともに、消費生活にも環境の変化による新たな消費者問題が生まれています。

### 消費者の権利を確立するために

このように新たな転換を迫られているこの時点において、私たちは、家庭の主婦も職場で働く人も、ひとりひとりが消費者であることの事実を見つめることが必要です。そして、消費者の権利が暮らしを守るための権利であることを自覚し、その確

### 消費者の4つの権利

1. 安全である権利(A)  
商品やサービスについて正しい情報や知識が提供されること
2. 知らされる権利(B)  
消費者の声が十分に配慮され、公正かつ、迅速に処理されること
3. 選択できる権利(C)  
商品やサービスが、消費者の健康や生命に対して安全であること
4. 意思が反映される権利(D)  
自由に公正な競争のもとで、商品やサービスを自由に選択できること

(1962年『ケネディ教書』より)



立をめぐり、合理的な消費生活の促進に努める一方、消費者の権利を単に理念的に受けとめるだけでなく、これを日常生活の広範な分野にわたって、具体的に実現していくことが大切ではないでしょうか。

(注)消費者保護基本法に基づいて設置された消費者行政推進のための最高審議・決定機関であり、内閣総理大臣を会長とし、経済企画庁長官をはじめ関係行政機関の長一九名で構成。



## 桐樹に鳩の図

小室翠雲 作 在・農業水産部長室

南画家小室翠雲(一八七四—一九四五)は、群馬県館林の人。号を翠雲・長興山と称した。田崎草雲に学び、師の歿後上京し盛名をなした。文展初期には名作を発表し第八回以後審査員・帝国美術院会員・帝室技芸員となり、その間南画の普及振興に力を尽くし、近代南画界の重鎮であった。

宮内庁蔵の「寒林幽居」「南船北馬」は名作で、氏の代表作であろう。

この図は桐樹に鳩を描いてあるが、山里に桐花のほころびる初夏のころか。精密描写の鳩を中心に、南画の手法を極めた伸びやかな画趣はさすがである。

佐藤良成

并題に曰く  
千里薫風  
度桐花実  
春斉冷行  
人不见邨  
静々鳩啼

長興山人

## 県政親子バス教室のコースが決まりました。

県政親子バス教室は、学校の夏休み期間中を利用して、親子で県の施設や事業を見学して、県政に対する理解と関心を高めていただくために実施しているものです。

県政親子バスは1台54名乗車できる冷房完備車です。

対象は児童クラブ等青少年団体の構成員（親子）で約50名の団体及び若干の一般親子です。

申し込みされる方は、郵便はがきに団体名、市町村名、代表者氏名、連絡責任者氏名とその電話番号、運行希望月日を記入のうえ下表の区分により申し込んでください。一般親子もこれに準じます。

バス運行日は7月28日(金)と8月2日(水)の2回で各地区から1回1台計8台を運行します。

申込期間は6月1日から15日までです。

参加の決定は、抽せんによって決定した団体及び個人に通知します。

団体が参加される場合は、団体が指定する場所まで送迎します。



## 県政親子バス募集!

### ●申し込み先は下記のとおりです。

申込団体または個人の住所地	申込先	所在地	電話番号
富山市・上新川郡・婦負郡	富山県知事公室広報課	富山市新総曲輪1-7 富山県庁内	(0764) 31-3131
高岡市・新湊市・氷見市・射水郡・福岡町	高岡地方県民相談室	高岡市赤祖父211 高岡総合庁舎内	(0766) 21-9411
魚津市・滑川市・黒部市・下新川郡・中新川郡	魚津地方県民相談室	魚津市新宿10-7 魚津総合庁舎内	(0765) 24-5311
砺波市・小矢部市・東砺波郡・福光町	砺波地方県民相談室	砺波市幸町1-7 砺波総合庁舎内	(07633) 3-5151

参加費は無料です。なお昼食やお茶は必ず持参してください。

